

環境回復検討会（第1回） 議事要旨

- 日時 : 平成23年9月14日（水）9:30～12:00
- 場所 : 環境省第一会議室
- 出席委員 : 鈴木座長、稲垣委員、大迫委員、大塚委員、崎田委員、田中委員、中杉委員、古田委員、細見委員、森委員、森口委員
- 当省出席 : 細野大臣、高山政務官、南川事務次官、谷津官房長、
水・大気環境局 鷺坂局長、関水環境担当審議官
廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長
原子力被災者生活支援チーム 高島班長
自動車環境対策課 上河原課長、土壌環境課 牧谷課長、
大気生活環境室 大村室長

※会議は非公開で行われ、冒頭の大臣挨拶は公開された。

議題

1. 開会

細野大臣から、以下のとおり挨拶があった。

原発事故への対応は最大の課題であるとともに除染については政府を挙げて取り組むこととしており、重要なテーマである。政府として、内閣官房に放射性物質汚染対策室を設置し、福島県には除染推進チームを設置するなど、体制はできた。また、資金についても、二次補正予算を確保し、三次補正予算も省内で検討を行っている。

除染については、実際にどのように進めるのかなど検討が必要であり、環境省が中心となってその検討を行っていくこととなったが、悩ましいところが多いため、委員の方々のご助言をいただきたい。

環境省は今まで放射線に関する行政の枠の外であり、この汚染は歴史上最も大きな環境汚染の一つであることから、まさに環境省としてこの環境汚染にどう対応するのか問われているところ。

委員の皆様のご協力を是非、よろしくお願いする。

2. 除染の在り方について

ア 環境省から、資料1～7について説明があった。その後、委員より、提出資料の説明があった。

イ 委員から、国のリーダーシップとともに市民の参加、市民とのリスクコミュニケーションが大事であることから、地域住民の意見が反映される形で進んでいくことが必要との意見があった。また、ある自治体で開催された放射性廃棄物に係る住民説明会に参加したが、地域の住民は除染の全体像に関心をもっているとのことであった。

ウ 委員から、中期目標等の設定の際に、避難をしている人々の帰宅という観点を入れ

込むこと、除染の現実性を考えつつ住民とのリスクコミュニケーションをとりながら目標を設定すべきとの意見があった。

エ 委員から、除染の費用の負担について、最終的には関係原子力事業者が費用を負担することとなっているが、同程度の除染効果を持つ除染技術の中で高費用の技術を選定した際の求償等が問題となる可能性があるとの意見があった。

オ 委員から、中長期的な目標を作って欲しい、小中学生が福島県外に出ており、やはり具体的な生活設計のためにも必要。目標や計画も、今まさにモデル事業が動いていることから、データも次々に出てくるものもあり、ローリングプランとして常に動きながら修正して欲しい。その際、データをとることも大事であることから、記録を必ずつけるようにして欲しいとの意見があった。

カ 委員から、①中期的な目標は、何年間なのか明確にすべきであり、5割6割の低減も、何に比べての低減なのか明確にすべき、②線量に応じて除染をすることとなると思うが、福島県外でもホットスポットはあり、トータルの除染の規模はどの程度なのか、国民と共有して欲しい、③土地利用としてどういうところを対象とし、対象物は何であるか明確にする必要がある、④除染はある場所の放射性物質を除くものであるが、中間処理が必要、⑤作業員の被ばく管理をする必要がある、⑥情報公開を徹底し、信頼回復のためにも丁寧な説明が必要との意見があった。

キ 委員から、リスクコミュニケーションを行うには、除染による目標値を設定することが重要である、また除染後に山から流れ出た水等により二次汚染が生じるおそれがある場合の方針に関しても考察を行うべきではとの意見があった。

ク 委員から、①今回の除染は私有地において行われることが多く、顔の見えない人による調整は困難であり、そのため地域特性を把握している基礎自治体が除染を主体的に実施し、国は資金的・人的支援を行うことが適当、②除染によって生じた廃棄物や汚染土壌が市町村境を越えることは現実的に不可能であることから、除染は廃棄物と一体的な区域・制度を設けるべき、③福島県では6,000万トンの汚染土壌等が発生するとの試算と、技術的にはセシウム含有土壌は安定に長期間保管できることが紹介され、各市町村で発生する数百万トン規模の汚染土壌等を安定的に長期間保管できるような保管施設の基準を廃棄物に準じて設けるべきとの意見があった。

ケ 委員から、除染を行うに当たっては、優先すべき箇所を明確にするべきであり、また、森林の除染に関しては、落ち葉を回収すれば9割除染できるとの報道発表もあり、早急な対応が効果的な箇所に関しては、早い対応が必要と考えられるとの意見があった。

コ 委員から、除染の結果発生した廃棄物は可燃物と不燃物に分別し、可燃物は中間処

理により減容すべきとの意見があった。また、除染計画を作る際には、技術的な除染による措置と、住民の放射線源の回避を規定した行動計画を組み合わせるべきであること、そのためには住民の被曝経路を分析し、開示することと信頼性のある放射線量の測定体制が必要との意見があった。

これに対し、環境省から、まずは優先順位の高い仮置き場について議論を行いたい旨説明があった。

サ 委員から、放射性廃棄物を処理する際に地域住民の理解が十分に得られてきておらず、今後どの程度土壌等が発生するのか、発生した土壌等の保管場所をどのように確保するのか、というところを示せなければ、汚染土壌等の処理についても住民の理解が十分に得られないとの意見があった。これを示した計画を出す必要があるので、次回までに用意していただきたいとの意見があった。

シ 委員から、①廃棄物を邪魔者として捉えるのではなく、有効利用するという発想も重要である、②空間線量の数値と実際に個人が被ばくするばく露量は異なるので、子供の生活パターンを考慮して除染場所の優先順位を考えるという発想も重要との意見があった。

ス 委員から、PCBの事案でもそうであったが、最終処分の方針が決まらなければ議論が進まないとの意見があった。また、除染の優先順位について、子どももそうであるが、妊婦等の弱者を考慮する必要があること、現時点で得られている情報の範囲からで構わないので処理のシナリオ・目安を示す必要があること、森林は後回しにせざるを得ないこと、底質・ヘドロに放射性物質が溜まって以降どのようなようになるのかを把握することが必要であるとの意見があった。

セ 委員から、除染の優先順位は国によって決めるのではなく、地域が事情を踏まえて自ら決めるべきとの意見があった。

ソ 委員から、PCBの処分施設のように、全国での処分施設を決めるなどしないと、大きく処理の仕方が変わってくるという意見があった。

タ 委員から、処分場については、中間貯蔵はある程度の年限に限って設置されるべきものであり、また、最終処分場は厳密化の努力が必要であること、我が国の知見を結集すべきであり、国の研究機関の成果を活用すべきであるとの意見があった。

チ 委員から、①汚染状況の現状、全体像をきちんと把握し、ロードマップを示して国民の理解を得ることが重要である、②保管については、福島県のものを他県に持って行くのは難しく場所は限られているが、一方で福島県は最大の被害者でもあるので、難しい課題である、③関係省庁がきちんと関与できるような仕組みが必要、④様々な除染技術について、国でしっかりと評価を行うことが重要、との意見があった。

資料 1	「環境回復検討会」委員名簿
資料 2	「環境回復検討会」設置要綱
資料 3 - 1	放射性物質汚染対処特措法の概要
資料 3 - 2	放射性物質汚染対処特措法
資料 4 - 1	除染に関する緊急実施基本方針
資料 4 - 2	市町村による除染実施ガイドライン
資料 5	チェルノブイリ原子力発電所事故時の除染等について
資料 6	文部科学省等によるモニタリングの測定結果
資料 7	論点メモ
参考資料 1	一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の一時保管について
参考資料 2	8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について
森口委員提出資料	航空機モニタリングでまだカバーされていない地域を含めた広域の汚染状況把握のための参考資料